

処 分 基 準

令和3年1月1日作成

法 令 名：質屋営業法
根 抱 条 項：第25条第1項
処 分 の 概 要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め：質屋営業法第3条（許可の基準）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和3年1月1日作成

法 令 名：質屋営業法
根 抱 条 項：第25条第2項
処 分 の 概 要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：